

令和6年度 第3回議事録

笠岡市農業委員会

6. 6. 4

第3回笠岡市農業委員会

- 1 招集日時 令和6年6月4日 午前9時30分
- 2 開会日時 令和6年6月4日 午前9時30分
- 3 閉会日時 令和6年6月4日 午前10時00分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	森 井 政 紀	出	8	鹿 嶋 耕 三	出
2	櫛 田 繁 造	出	9	片 岡 芳 和	出
3	仁井名 雅 子	出	10	大 平 貴 之	出
4	梶 田 宏 一	出	11	天 野 平 之 進	出
5	仁 科 智 之	出	12	西 江 務	出
6	北 村 卓 士	出	13	守 屋 映 男	出
7	佐 内 繁 文	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	大 平 章 之
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	藤 原 美代子	事務局長	木 南 達 昭
推進委員	畦 崎 友 梨	事務局次長	向 原 学
推進委員	林 和 美	主 事	西 山 彰 人
推進委員	重 見 信 夫	主 事 補	小 川 航 平
推進委員	西 山 雅 子	主 事 補	升 谷 公 祐
推進委員	西 江 敬 一		
推進委員	藤 田 潔		

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 12 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 13 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 14 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
報告第 9 号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第 10 号	貸借変更契約書の受理について
報告第 11 号	農地法施行規則該当転用届について
報告第 12 号	農用地利用集積等促進計画の認可について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

8 番委員

9 番委員

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和6年度第3回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を8番鹿嶋委員、9番片岡委員よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー13号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー13号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>譲受人は、農地の管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験を有しており、水稻栽培のための農機具も保有しています。申請地は水稻地帯であり、引き続き水稻の栽培を家族で行う予定としていることから、この度の申請地の増反をしても十分耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております、取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー14号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー14号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>譲受人は、ナンバー13号と同じく、農地の管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は農業経験を長年有しており、農機具の所有状況、労働力からみても、〇畝の増反を行ったとしても、十分耕作管理可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー15号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー15号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は、遠方に居住しており農地の管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は果樹を長年栽培しており、現在所有している農地でも適切に栽培管理していることを事務局の現地調査にて確認しています。今回の申請地は譲受人の自宅に隣接しており、すでに栽培されているイチジクを引き継いで栽培する予定としています。この度の〇畝ほどの増反を考慮しても、耕作管理は十分可能と考えられる。</p> <p>なお、申請地の一部を農業用施設として使用していることが、事務局の現地調査にて発見されましたが、是正する旨の申立書の提出があります。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー16号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー16号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>譲受人は、自家消費用の野菜、柿を栽培するために、自宅付近の申請地を取得するものです。</p> <p>譲受人は家庭菜園の経験はありますが、農地を取得するのは初めてのため営農計画書の提出があります。申請地では現在、柿が1本あり、それに加えピーマン、ホウレンソウ及びきゅうりを小規模に栽培する予定としています。自宅からは近距離にあり、農地面積も大きくないため、農業経験がないとしても営農計画書に記載の耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第13号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ナンバー5号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー5号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇の畑〇筆、農地区分は第3種農地、転用目的は露天駐車場でございます。</p> <p>申請者はこの度、近隣住民からの要望により、申請地を貸駐車場として転用したいとのことです。第3種農地であるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、敷地内に碎石をまき、重機にて転圧を行うとのことで、土砂の流出はないと思われます。雨水については、申請地の北側及び西側の既存側溝に排水するとのことで、問題ないと思われます。また、建築物等はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p>

	<p>なお、当該申請地は、許可を得る前から着工していたため、始末書が提出されております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー6号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー6号でございます。〇〇による4条の許可申請でございます。申請地は、〇〇の畑〇筆、農地区分は農用区域内農地、転用目的は農地改良でございます。</p> <p>申請者はこの度、畑作物の育成をしたく、申請地を農地改良したいとのことです。農地改良をした後は畑としてセスバニア・ニンニク・桃などを作付けする予定であるとのことです。申請地は第2回議案第6号ナンバー10号で許可となった案件と同一の土地であり、前回申請時はエダマメ・サトイモ・ソルゴー・クローバーを作付けする予定としていましたが、作付けの時期が盛土の関係で予定より遅くなるため、作物を変更したとのことです。農地として活用していくものであるため許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、申請地と隣接地の境界部分に擁壁を設置することで、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、既存の排水路を利用するとのことで、問題ないと思われます。また、建築物等はないため、周囲の農地の日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー7号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー7号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます</p>

	<p>。申請地は〇〇の畑〇筆，農地区分は農用地区域内農地，転用目的は作業場でございます。</p> <p>申請者はこの度，栽培のための農機具等収容所として農地を転用したいとのことです。申請地は農用地区域内農地ではありますが，一時転用であるため許可妥当であると思われまます。</p> <p>周囲の影響につきましては，盛土等を行わないため，土砂の流出はないと思われまます。雨水については，自然浸透にて対応するとのことで，問題ないと思われまます。また，建築物は高さ3m程度のものであるため，周囲の農地への日照，通風に影響はないと思われまます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして，議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー9号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー9号でございます。〇〇へ参ります，5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は〇〇の畑〇筆，農地区分は第3種農地，転用目的は駐車場及びコンテナ置き場でございます。</p> <p>申請者はこの度，業務上車両を駐車する場所及びコンテナを設置する場所が必要であるため，申請地を駐車場及びコンテナ置き場として転用したいとのことです。申請地は第3種農地であるため，許可妥当であると思われまます。</p> <p>周囲の影響につきましては，土地の造成等はないため，土砂の流出はないと思われまます。雨水につきましては，自然浸透及び申請地北側の水路を利用するとのことで，問題ないと思われまます。また，コンテナは高さ〇m程度のものであるため，周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われまます。</p> <p>なお，当該申請地は，許可を得る前から着工していたため，始末書が提出されております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー10号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー10号でございます。〇〇から〇〇、〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は、〇〇の畑〇筆、農地区分は第3種農地、転用目的は住宅用地、でございます。 申請者は、現在アパート住まいのため、申請地を自己用の居住地として転用したいとのことです。第3種農地であるため、許可妥当であると思われま す。 周囲の影響につきまして、申請地と隣接地の境界部分に側溝を入れるため、土砂の流出等はないと思われま す。雨水につきましては既存排水路に接続し、生活雑排水につきましては合併処理槽に接続するとのことで、問題ないと思われま す。また、予定建築物は高さ約7m程度となりますが、周囲の農地に配慮した位置での建築となりますので、日照・通風に問題はないと思われま す。 以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 つづきまして、報告第9号「農作業等受委託契約書の受理について」、報告第10号「貸借変更契約書の受理について」、報告第11号「農地法施行規則該当転用届について」、報告第12号「農用地利用集積等促進計画の認可について」ですが、関係委員の皆様には、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願ひします。 以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 7月9日(火)午前9時30分から 笠岡市役所本庁 3階 第一会議室</p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回申請書締切日6月14日(金)、議案発送日6月21日(金) ・ 許可書の郵送交付の試験運用について

・地域計画の策定予定について

それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。